

# 京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドラインの概要

## アプリの現状

### 1 アプリを取り巻く状況

◎ スマホの急速な普及, 様々な分野でのアプリの活用

#### 2(1) アプリのメリット

- ◎ 携帯性に優れているため, 外出先でも利用しやすい。
- ◎ インターネット接続機能により, リアルタイム情報を配信できる。
- ◎ GPS, 写真データ, 地図情報を利用したサービスを提供できる。
- ◎ 利用者が操作しなくても, 必要な情報を適宜配信できる。
- ◎ インターネットが繋がらない場所でも動作する。

#### 2(2) アプリを活用する場合の注意事項

- ◎ 利用者の電話帳データ等(利用者情報)を不適切に取得すると, 個人情報保護法違反となるおそれがある。
- ◎ スマホで撮影した写真や動画データを, アプリで無断公表すると, 肖像権やプライバシーの侵害となるおそれがある。

### 3 京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン策定

- ◎ 情報発信・行政サービス提供をより総合的, 戦略的, 体系的に推進
- ◎ 情報セキュリティの確保に万全を期す

## 4 アプリの積極的な活用

#### (1) アプリを提供するまでの手続

- ◎ 主管課は, アプリで実現したい行政サービスを検討
- ◎ アプリの開発, 事業者折衝等について情報化推進室が支援

#### (2) アプリの利用促進

- ◎ 利用者から信頼を得て, 利用を増やしていくために, 正規のアプリストア(アップル社, グーグル社等が運営)へ登録
- ◎ 多くの市民や観光客に利用されるよう, アプリをすぐに見つけることができる一覧を作成し, ホームページに掲載

## 5 アプリの安全な活用

#### (1) 利用者情報を取得する場合の留意点

- ◎ アプリで取得できる利用者情報の種類及びプライバシー侵害の危険性を記載
- ◎ 利用者情報を取得する場合の判断基準を記載

#### (2) プライバシーポリシーの作成・掲載

- ◎ 利用者情報を取得する場合は, 個人情報の取扱いの考え方を明らかにしたプライバシーポリシーを作成
- ◎ プライバシーポリシーを容易に見られる場所に掲載